

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・法に基づく諸制度の再調査。
- ・制度に関する資料を作成し社員に周知する。

目標2 子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施。

<対策>

- ・地域の小学生にグラウンドを開放し利用してもらう。

以上